

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,847,200株
- ② 発行済株式の総数 11,622,300株
- ③ 株主数 12,585名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大倉忠司	2,720,000株	23.40%
株式会社大倉忠	1,200,000株	10.32%
株式会社日本カストディ銀行 (信託 □)	825,400株	7.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託 □)	770,000株	6.63%
サントリー酒類株式会社	260,000株	2.24%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	192,213株	1.65%
中西卓己	181,200株	1.56%
株式会社関西みらい銀行	180,000株	1.55%
鳥貴族ホールディングス従業員持株会	154,400株	1.33%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	149,886株	1.29%

- (注) 1. 当社は、自己株式を64株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E □) が当社株式33,500株を保有しておりますが、自己株式に含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	1,100株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 株式報酬制度に基づき、株式給付信託 (BBT) が所有する当社株式を退任役員に交付いたしました。

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大倉忠司	株式会社烏貴族 取締役会長 株式会社TORIKI BURGER 取締役会長
常務取締役	青木繁則	経営管理部・総務部・購買部管掌
取締役	道下聡	兼 経営企画室室長 経営企画室・人財部管掌
取締役	清宮俊之	ランプ株式会社 代表取締役CEO 株式会社リカバリー 社外取締役 オイシイズ株式会社 代表取締役社長 株式会社UNAKEN 代表取締役社長
取締役	佐々木節夫	Sectage合同会社 代表社員
常勤監査役	原田雅彦	株式会社烏貴族 監査役 株式会社TORIKI BURGER 監査役
監査役	石井義人	石井義人法律事務所 代表
監査役	疋田実	疋田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、清宮俊之氏及び佐々木節夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、石井義人氏及び疋田実氏は社外監査役であります。
3. 監査役石井義人氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役疋田実氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2022年5月31日付で、山下陽氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における担当は人財部、理念推進室でありました。
6. 取締役清宮俊之氏及び佐々木節夫氏並びに監査役石井義人氏及び疋田実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について填補対象とするものであり、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決めております。取締役の個人別の報酬等の決定は、当社は企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し適切な水準を定めることを基本とし、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案のうえ、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位毎にその役割に応じた報酬及び前事業年度の業績に基づき決定する報酬からなる基本報酬と、業績達成状況に応じて決定する業績連動型株式報酬で構成します。

社外取締役は経営を監督する立場であるためガバナンス面より、業績連動型株式報酬の対象外とし、基本報酬として、過去の経験・実績・経営環境等を勘案し決定します。

監査役の報酬については、高い独立性の観点から固定金額としております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	117,255千円 (10,320)	114,020千円 (10,320)	3,235千円 (-)	7名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,320 (10,320)	28,320 (10,320)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	145,575 (20,640)	142,340 (20,640)	3,235 (-)	10 (4)

(注) 1. 上表には、2021年10月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2022年5月31日付で退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年10月30日開催の第27期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

また、上記報酬限度額とは別枠で、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬を3事業年度当たり合計36,000ポイントを上限として設定する内容（取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2011年10月21日開催の第25期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 清宮 俊之氏

ランプ株式会社の代表取締役CEO、株式会社リカバリーの社外取締役、オイシーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社UNAKENの代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・ 佐々木 節夫氏

Sectage合同会社の代表社員を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

- ・石井 義人氏
石井義人法律事務所の代表を兼務しております。
なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・疋田 実氏
疋田公認会計士事務所の代表を兼務しております。
なお、当社と同会計士事務所との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清 宮 俊 之	当事業年度に開催の取締役会17回のうち17回出席し、企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役 佐々木 節 夫	当事業年度に開催の取締役会17回のうち17回出席し、アメーバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 石 井 義 人	当事業年度に開催の取締役会17回のうち17回、監査役会20回のうち20回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。
監査役 疋 田 実	当事業年度に開催の取締役会17回のうち17回、監査役会20回のうち20回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) グループ会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ共通の「企業理念」を制定し、当社の代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守及び、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

(b) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関し報告を受ける。

(c) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、当社に社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、監査部は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(d) 当社の総務部をグループコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法等をはじめとする諸法令等に対するグループ全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報に関して、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理を行う。

(b) 文書管理部署を各社に設置し、監査役または監査役を補助する使用人の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。

- (b)当社の総務部をグループリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有等に関する様々な活動を行うと共に、リスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行う。
 - (c)組織横断的リスクのグループ全体の対応は当社の総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
 - (d)グループにおいて重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b)取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
 - (c)職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - (d)グループにおける法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社に内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- ⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- (a)当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めたグループ会社管理規程を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。また、子会社に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとする。
 - (b)当社の監査役は必要に応じて、グループ会社の業務状況等を調査する。また、当社の内部監査担当部門は、当社各部門の内部監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導する。

- (c)グループ会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a)監査役が、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、常設ないし臨時で人員を配置する。
- (b)監査役の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (c)監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- (d)監査役の職務を補助すべき使用人に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、その他の当社監査役への報告に関する体制
- (a)グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみではなく、当社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。
- (b)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- (c)グループ会社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないものとし、適切に運用する。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。内部通報制度の所管部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。
- (d)グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会または監査役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (b) 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議または委員会に出席し、重要な報告を受け、意見を述べるができるものとする。
- (c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- (d) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
グループ会社は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除する姿勢を示し、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とする。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
組織横断的に構成されるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに係るリスクの洗い出しや改善措置についての検討等を行いました。従業員に対しては、ウェブ会議や動画配信等を通じての啓蒙、社内掲示物や社内報などを用いて法令遵守への啓発・教育を行うほか、監査部にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。また、内部通報窓口についても全従業員に対して周知しており、有効に運用しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議・委員会の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ全体の損失の危険に関して、当社の総務部が中心となり組織横断的にリスクの監視及び全社的対応を行っております。また、グループ全体の所管業務に付随するリスク管理は随時当該部門が行っております。また、業務上重要なリスクに関してはリスク管理委員会にて洗い出しや改善措置等を検討いたしました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当事業年度は、取締役会を17回開催し、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について決議し、取締役から職務の執行状況について報告を受けました。なお、取締役会開催にあたっては、開催日までに議題及び関連資料を配布しております。また、監査役会は20回開催し、取締役の職務の執行を監査しました。その他の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告されています。
- ⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制
監査役及び監査部は、年次の監査計画を定めて監査を実施しており、グループ全体の業務の状況等の把握に努めております。監査部による監査の結果については、代表取締役及び監査役へ適宜報告する体制が取られている他、当社及び子会社の監査役・監査部で構成されるグループ監査会議が四半期に一度開催されております。グループ会社における内部統制及び各種業務の運用状況等の監査報告がなされ、制定されたグループ会社管理規程及び各種規程等に基づいた管理・運営がなされている事を確認しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を常設しております。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、独立性及び監査役会の指示の実効性確保に努めております。

- ⑦ 取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、その他の当社監査役への報告に関する体制

監査役は、監査役会、取締役会、その他の重要な会議を通じ、業務執行取締役や部門長等から重要事実の報告を受けています。また、会議の場だけでなく、報告すべき重要事実が生じた場合には適宜報告を受けるとともに、必要に応じて使用人に対し説明を求め、必要な書類の閲覧を行っております。また、当該報告を行った者や内部通報を行った者が不当な取り扱いを受けないことを規定し、社内で周知するとともに適切に運用しています。

- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行について生ずる費用等に関して償還等の請求を受けた際には、速やかに当該費用を処理しております。

- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会には監査役全員が、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会等の重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。当事業年度においても、開催された重要な会議にて、課題やリスクについての認識共有を行い、代表取締役及び監査部並びに会計監査人との定期的な意見交換会を実施し、監査役の視点から適宜問題提起等を行っております。

- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

グループ会社は、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても定期的に同様の調査を行うなど、反社会的勢力との一切の関係を断絶するという基本方針のもと、反社会的勢力の排除に向けた取組みを徹底しております。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	10,294,598	【流 動 負 債】	5,743,653
現金及び預金	8,657,764	1年内返済予定の長期借入金	976,960
売掛金	520,079	買掛金	1,021,689
棚卸資産	130,823	リース債務	63,983
未収入金	587,836	未払金	1,192,320
その他	398,095	未払法人税等	430,194
【固 定 資 産】	8,172,215	前受収益	775,980
(有形固定資産)	5,060,854	未払消費税等	609,429
建物	12,861,880	賞与引当金	332,016
減価償却累計額及び減損損失累計額	△8,064,820	株主優待引当金	33,633
建物(純額)	4,797,060	その他	307,446
工具、器具及び備品	916,074	【固 定 負 債】	6,385,869
減価償却累計額及び減損損失累計額	△716,603	長期借入金	5,209,169
工具、器具及び備品(純額)	199,470	リース債務	3,907
リース資産	2,687,497	役員株式給付引当金	10,999
減価償却累計額及び減損損失累計額	△2,637,799	退職給付に係る負債	48,734
リース資産(純額)	49,698	資産除去債務	1,112,059
その他	31,586	その他	1,000
減価償却累計額及び減損損失累計額	△28,652	負 債 合 計	12,129,523
その他(純額)	2,934	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	11,690	【株 主 資 本】	6,328,222
(無形固定資産)	29,459	資本金	1,491,829
ソフトウェア	28,745	資本剰余金	1,481,829
その他	714	利益剰余金	3,441,405
(投資その他の資産)	3,081,901	自己株式	△86,841
投資有価証券	500	【その他の包括利益累計額】	9,068
差入保証金	1,642,298	退職給付に係る調整累計額	9,068
繰延税金資産	1,206,666	純 資 産 合 計	6,337,291
その他	232,436	負債・純資産合計	18,466,814
資 産 合 計	18,466,814		

連結損益計算書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		20,288,290
売上原価		5,980,079
売上総利益		14,308,210
販売費及び一般管理費		16,741,565
営業損失 (△)		△2,433,354
営業外収益		
受取利息	30	
助成金の収入	4,411,795	
その他	20,592	4,432,419
営業外費用		
支払利息	24,736	
支払手数料	4,501	
その他	1,655	30,894
経常利益		1,968,171
特別損失		
減損損失	126,549	126,549
税金等調整前当期純利益		1,841,621
法人税、住民税及び事業税	504,232	
法人税等調整額	203,134	707,366
当期純利益		1,134,254
親会社株主に帰属する当期純利益		1,134,254

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 余 金	利 益 余 金	自己株式	株主資本 合 計	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計	
当 期 首 残 高	1,491,829	1,481,829	2,317,127	△89,947	5,200,838	20,307	20,307	5,221,145
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△9,975		△9,975			△9,975
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,491,829	1,481,829	2,307,151	△89,947	5,190,863	20,307	20,307	5,211,169
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属す る当期純利益			1,134,254		1,134,254			1,134,254
自己株式の処分				3,106	3,106			3,106
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						△11,239	△11,239	△11,239
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,134,254	3,106	1,137,360	△11,239	△11,239	1,126,121
当 期 末 残 高	1,491,829	1,481,829	3,441,405	△86,841	6,328,222	9,068	9,068	6,337,291

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	[5,048,420]	【流動負債】	[1,364,404]
現金及び預金	3,776,887	1年内返済予定の長期借入金	743,458
預 け 金	3,710	未 払 金	330,750
前 払 費 用	255,561	設 備 関 係 未 払 金	2,079
未 収 入 金	919,931	未 払 費 用	692
そ の 他	92,328	未 払 法 人 税 等	215,977
【固定資産】	[7,873,952]	未 払 消 費 税 等	28,495
(有形固定資産)	(4,787,898)	預 り 金	4,353
建 物	12,531,733	株 主 優 待 引 当 金	33,633
減価償却累計額及び減損損失累計額	△7,750,069	資 産 除 去 債 務	4,462
建 物 (純 額)	4,781,664	そ の 他	502
工 具 、 器 具 及 び 備 品	85,804	【固定負債】	[6,261,895]
減価償却累計額及び減損損失累計額	△79,680	長 期 借 入 金	5,175,623
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	6,123	役 員 株 式 給 付 引 当 金	10,999
そ の 他	165	資 産 除 去 債 務	1,075,273
減価償却累計額及び減損損失累計額	△55	負 債 合 計	7,626,300
そ の 他 (純 額)	110	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(15,249)	【株主資本】	[5,296,072]
ソ フ ト ウ ェ ア	14,535	資 本 金	1,491,829
そ の 他	714	資 本 剰 余 金	1,481,829
(投資その他の資産)	(3,070,804)	資 本 準 備 金	1,481,829
投 資 有 価 証 券	500	利 益 剰 余 金	2,409,256
関 係 会 社 株 式	17,136	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,409,256
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	425,000	繰 越 利 益 剰 余 金	2,409,256
長 期 前 払 費 用	54,226	自 己 株 式	△86,841
差 入 保 証 金	1,527,620	純 資 産 合 計	5,296,072
繰 延 税 金 資 産	1,040,897	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,922,373
そ の 他	5,423		
資 産 合 計	12,922,373		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業費用	4,541,484
営業利益	4,178,284
営業外収益	363,199
受取利息	230
助成金の収入	1,839
その他	2,211
営業外費用	4,280
支払利息	17,587
支払手数料	4,501
その他	682
経常利益	22,771
税引前当期純利益	344,709
法人税、住民税及び事業税	△148,601
法人税等調整額	286,791
当期純利益	138,190
	206,519

株主資本等変動計算書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,202,736	2,202,736	△89,947	5,086,447	5,086,447
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				206,519	206,519		206,519	206,519
自己株式の処分						3,106	3,106	3,106
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	206,519	206,519	3,106	209,625	209,625
当 期 末 残 高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,409,256	2,409,256	△86,841	5,296,072	5,296,072

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月14日

株式会社鳥貴族ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 野 匡 伸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥貴族ホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すわなち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月14日

株式会社鳥貴族ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥貴族ホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査基本計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

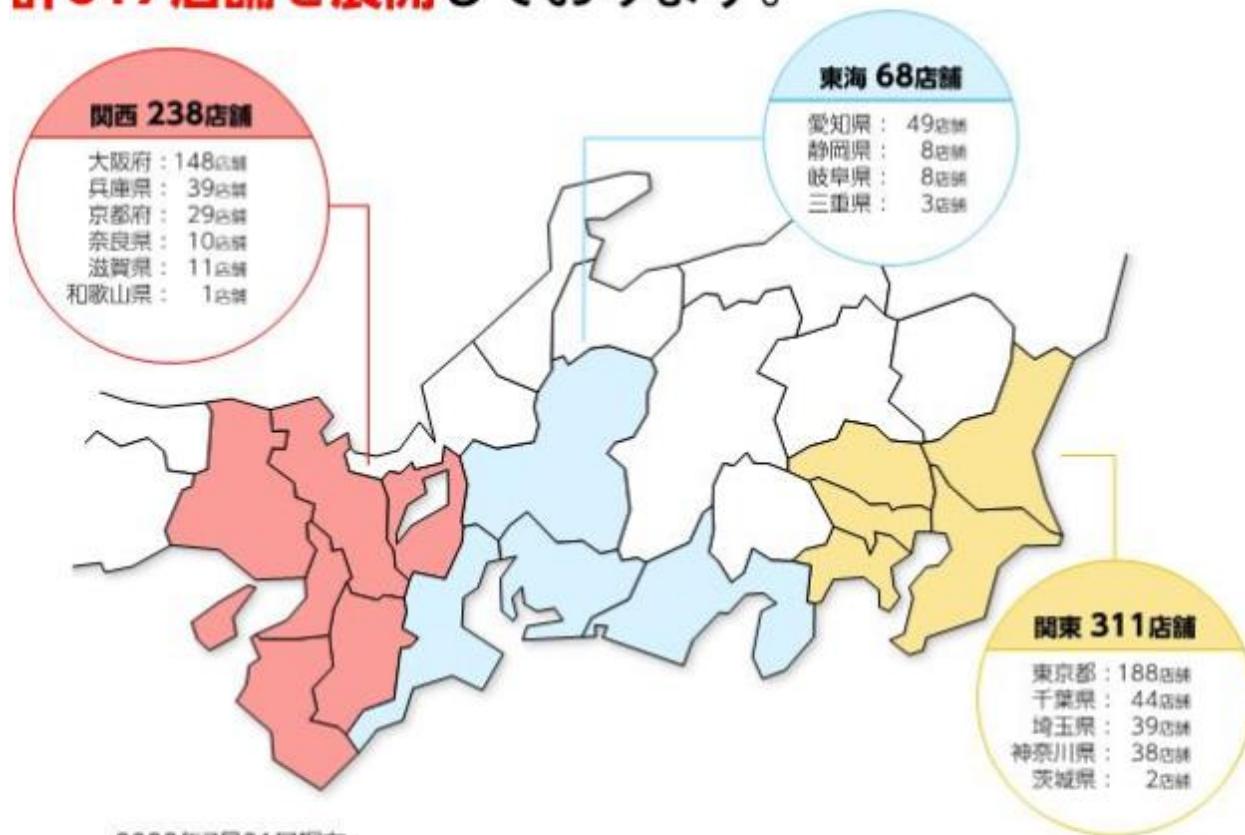
2022年9月16日

株式会社鳥貴族ホールディングス
監 査 役 会
常勤監査役 原 田 雅 彦 ㊟
社外監査役 石 井 義 人 ㊟
社外監査役 足 田 実 ㊟

以 上

「鳥貴族」店舗展開

関西・関東・東海の3エリアに、直営・TCC店舗、
計617店舗を展開しております。



2022年7月31日現在

	関西	関東	東海	計
直営	93	225	68	386
TCC	145	86	0	231
計	238	311	68	617

(注) TCC：鳥貴族カムロードチェーン

新型コロナウイルス感染症への対応

鳥貴族では、主に以下のような対策を講じたうえで、店舗営業を行っています



- ・ 就業前検温と体調不良時の欠勤
- ・ マスク着用の徹底
- ・ 更衣室の3密回避
- ・ 1時間毎の衛生的手洗い
- ・ お客様へのアルコール消毒のお願い
- ・ 大声で会話されているお客様への注意喚起
- ・ 釣銭トレイ上での金銭授受
- ・ 会計後の手指や釣銭トレイの消毒 etc.



Point!!

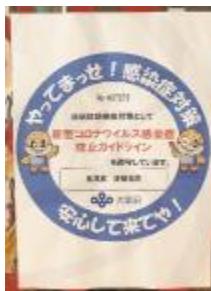
焼き鳥屋である鳥貴族はもともと煙が多いお店です。

そのため、換気設備も充実していて、お店は常に換気しています。



- ・店内入り口へのアルコール設置
- ・店内換気の実施
- ・手の触れやすい箇所のアルコールによる拭き上げ
（客席周り、ドアノブ、タッチパネル、メニュー）
（レジ周り、エレベーターボタン、薬味容器等）
- ・対面レジ、カウンター、座席間等への仕切り設置
- ・ジェットタオルの使用禁止
- ・喫煙ブースの人数制限
- ・ウェイティング・会計時の混雑回避
- ・コロナ追跡システムの実施
- ・自治体発行の感染対策防止ステッカーの取得と掲示 etc.

<店内の様子>



レジまわり
(アルコール、間仕切りの設置など)

客席

店内掲示

株主総会会場ご案内図

会場

ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール 大阪市北区堂島一丁目5番25号



交通

- JR「大阪駅」(徒歩約10分)
- JR東西線「北新地駅」(徒歩約5分)
- 阪神「大阪梅田駅」(徒歩約10分)
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(徒歩5分)
- 京阪中之島線「渡辺橋駅」(徒歩5分)

ご留意事項

- ご来場者様用の駐車場はご用意しておりません。
ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

